

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出
注意事項62第11号）の一部を下記のように改正し、平成12年12月27日から実施する

。

記

1 - 1 の (7) の (イ) の 次の表 8 の 項 中

デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第3号八が適用される。
	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 貨物等省令第7条第3号ニ及びホに該当する貨物に使用するように設計上限定されている部分品 ロ デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が6,500Mtopsを超えないものに特別に設計された部分品

を「

デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第3号ニ又はホが適用される。
	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 貨物等省令第7条第3号ヘ及びトに該当する貨物に使用するように設計上限定されている部分品 ロ デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が28,000Mtopsを超えないものに特別に設計された部分品

に改める。

1 - 1 の (7) の (イ) の次の表 1 5 の項中

デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第14条第4号口が適用される。	
		デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が10,000Mtopsを超えないものに特別に設計された部分品

を

デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第14条第4号口が適用される。	
		デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が150,000Mtopsを超えないものに特別に設計された部分品を除く。

に改める。

4 - 1 - 5 を削る。

別表第1の別紙の1の(注)を次のように改める。

(注)

輸出令別表1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第一号八に該当するもの(第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第一号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。

輸出令別表1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第九号に該当するもの(暗号特例告示の第1号の口及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの又は外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのうち、役務通達の3の(4)のウ若しくはオに該当するものを搭載したことのみにより貨物等省令第8条第九号のみに該当するものに限る。)